

下記の業務について、公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 2 4 日（金）

太田市長 穂積 昌信

1 業務名

太田市保育園等利用児童おむつ給付事業

2 履行場所

太田市内一円

3 業務概要

プロポーザル実施要領及び仕様書のとおり

4 履行期間

プロポーザル実施要領のとおり

5 提案上限額

プロポーザル実施要領のとおり

6 応募条件

（1）応募者

応募者は次のとおりとする。

①応募者は、本業務を行う能力を有する企業とする。

②応募者は、本プロポーザルに必要な諸手続きを行うほか、契約に係る優先交渉権者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。

（2）応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。

① 太田市入札参加資格者名簿「物品・役務」に登録されている者。

令和 9 年度以降も太田市入札参加資格を有する者。

② 令和 3 年度以降に本プロポーザルで提案予定の業務と同種の業務を元請として受注した実績がある者。

③ プロポーザル参加申込書等により本プロポーザルの内容を十分に履行できると認められる者。

④提案予定の業務において個人情報を取り扱う場合は、プライバシーマーク（JIS Q 15001）又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS:ISO/IEC 27001）の認証を取得していること。

⑤本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。

- ⑥地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- ⑦会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑧破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- ⑨次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑩業務一括再委託をしない者。

7 プロポーザル参加申込みの手続き等 プロポーザル実施要領のとおり

8 契約保証金

契約保証金は、太田市契約規則（平成１７年規則第７５号）に定めるところ

ろによる。

9 支払い条件

太田市財務規則（平成 17 年規則第 73 号）及び太田市契約規則による。

10 その他

- （１）本プロポーザルに参加するために必要な資格の無い者のした提案又は本プロポーザルに関する条件に違反した提案は、無効とする。
- （２）提出書類の金額、印影若しくは重要な文字の誤脱、識別しがたい提案又は金額を訂正した書類を提出したときは、無効とする。
- （３）応募者が契約までに本プロポーザルの条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
- （４）談合情報があったときは、太田市談合情報対応マニュアルに基づき対応する。その際、審査を中止するか、又は審査に参加できる者の数を減ずる場合がある。
- （５）本公告のほか、関係法令及びプロポーザル実施要領により行う。